

**多様な学びの場の確保に関するタスクフォース
論点整理
～学びの多様化学校・夜間中学の充実に向けて～**

令和 7 年 7 月 22 日
多様な学びの場の確保に関する T F

1. はじめに

- 現在、各学校においては、少子化やグローバル化の進展、生成 A I の進化等の社会情勢の変化も踏まえながら、学習指導要領等に基づき、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けた取組が行われている。
- 学校には、多様な個性や特性、背景を有する児童生徒も多数在籍しており、例えば、不登校児童生徒が何らかの理由により在籍する学校や学級に通いにくい状態が継続する場合等もあり、各自治体等においては、不登校児童生徒に対する多様な学びの場を確保するため、学びの多様化学校の設置が進められており、小規模自治体においても、首長や教育長の主導の下、住民の理解や協力を得ながら、その設置に向けた検討や調整等が進められた結果、令和 7 年 7 月現在、19 都道府県・10 政令指定都市に 58 校が設置されている。
- 学びの多様化学校については、第 4 期教育振興基本計画において、「不登校特例校※の各都道府県・政令指定都市での 1 校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、(略)分教室型も含め、全国で 300 校の設置を目指す。」と掲げられたこと等を踏まえ、現在、全国各地において、文部科学省が実施する様々な施策も活用しながら、その設置に向けた検討が行われている。
(※) 令和 5 年 8 月 31 日に名称を「学びの多様化学校」に変更。
- 一方、不登校児童生徒数は、令和 5 年度に過去最多の約 42 万人（小・中学校：約 35 万人、高等学校：約 7 万人）となるなど、引き続き、各地域のニーズ等も踏まえ、学びの多様化学校も含む多様な学びの場の確保やその教育の充実等が必要な状況にある。
- 夜間中学については、現在、第 4 期教育振興基本計画において、「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」と掲げられたこと等を踏まえ、全国各地において夜間中学の設置が進められている。夜間中学の中には、戦後まもなく設置され当初の目的を果たしつつ、社会の変化や学習者の求めなどに応じて学びの場を提供し続ける学校や、設置形態や教育内容に工夫をして新たに設置・運営された学校もあり、令和 7 年 6 月現在、全国で 62 校の設置となっている。
- 全国で夜間中学に通っている生徒数は、令和 6 年度で、約 2000 人となって

おり、このうち、日本国籍の生徒が約 1/3、外国籍の生徒が約 2/3 となっている。生徒数については直近 10 年間最も多く、また、近年の傾向として日本国籍を有する者や若年層の増加が見られることから、多様な学びの場としての機会の確保や、その教育の充実等が必要である。

- 以上を踏まえ、今回、文部科学大臣政務官を主査とするタスクフォース（以下「本タスクフォース」という。）を設置し、有識者等からのヒアリングや視察などを重ね、その設置促進や教育内容等の充実の方策について検討を進めてきた。本論点整理は、本タスクフォースの議論等に基づき、誰一人取り残されない学びの保障に向けて、今後の施策の方向性について整理するものである。

2. 現状・課題、今後の方針について

本タスクフォースにおける議論等により、下記のような、学びの多様化学校及び夜間中学に関する現状・課題が明らかとなった。今後、本方針も踏まえた政策を着実に実行に移すとともに、継続して議論を深めていく。

① 学びの多様化学校について

（１）設置促進に向けた方策

「１．はじめに」に記載のとおり、学びの多様化学校の設置は全国各地で進んできているものの、令和 7 年 7 月時点で 58 校に留まっており、不登校児童生徒数や各地域のニーズを踏まえ、今後より一層、国や教育委員会等が連携し、以下のような取組を含め、設置促進に向けた取組を進める必要がある。

（特別の教育課程の内容や効果などの分析）

- 学びの多様化学校では、①教科の新設、②授業時数の組み替え、③指導内容の異学年への移行、④総授業時数の削減、⑤ 1 単位時間当たりの授業時間の短縮などの特別の教育課程を編成・実施するとともに、校外の教育支援センターやスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うことで、児童生徒が継続して学校に通うことができるようになるなどの成果が出ている。

文部科学省においては、引き続き、設置促進に係る予算を確保することにより、各自治体の取組を支援するとともに、学びの多様化学校における学習内容やその成果等を分析した上で、これらを広く周知するための「手引き」を改訂し、更なる設置促進を図る必要がある。

（活用可能な制度等に関する情報の周知）

- 文部科学省が実施する「学びの多様化学校マイスター」の施策を活用するも未だ設置に至っていない一部の自治体に聞き取りを行ったところ、「用地・建物の確保が困難」、「交通の便が悪く設置場所が決まらない」、「新校舎を建てる

予算がない」などの声が寄せられた。

文部科学省においては、学びの多様化学校の設置に当たって活用可能な制度等について、その条件などを「手引き」に整理して周知するとともに、引き続き、自治体等からの求めに応じて、職員が直接相談に応じたり、引き続き、「学びの多様化学校マイスター」を派遣したりするなどして、更なる設置促進を図る必要がある。

(国民の理解増進)

- これまでに学びの多様化学校の設置に向けた調整を進めていた自治体において、地域住民の理解が得られなかったなどの理由により、申請を断念するケースがあった。

文部科学省においては、広く国民の理解が得られるよう、学びの多様化学校の設置趣旨や活動内容のほか、成果等を分かりやすく周知・広報していく必要がある。

(2) 教育内容の充実に向けた方策

(不登校児童生徒に対する組織的・計画的な指導・支援の推進)

- 文部科学省では、学校と教育支援センター等の関係機関が不登校児童生徒に対して組織的・計画的な支援が実施できるよう、学校関係者（学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）間で情報共有するための「児童生徒理解・支援シート（以下「シート」という。）」の活用を促している。

一方、学びの多様化学校においては、児童生徒一人一人の状況に応じた、きめ細かな指導を行うため、シートを参考にしつつ、独自に指導目標や指導内容、指導方法を記した個別の指導計画などを作成することにより、組織的・計画的な指導に役立てている例もあるが、現在は学校独自の取組・工夫に留まっている。このため、全国の学びの多様化学校の学びの質の向上という観点から、学びの多様化学校における取組を集約・整理し、「学びの多様化学校マイスター」を新たに活用するなどして、組織的・計画的な指導を促進していく必要がある。

(学びの多様化学校間の相互連携の推進)

- 従来から、特に、学びの多様化学校以外の公立学校においては、教科・領域等ごとに研究会が組織され、教科・領域等の教育研究の振興や充実・発展等を図るとともに、学校間・教員間が連携・情報共有する機会が存在する。この点、学びの多様化学校については、設置数の少なさや特別の教育課程に基づき教育活動が行われるという性質上、通常教育課程に基づき教育活動を行う学校の教員と相互連携を図る機会が少なく、また、学びの多様化学校やその設置者が自力で情報収集することなどについても負担が大きいとの声がある。

一方、夜間中学では、夜間中学同士が相互に情報共有し合い、夜間中学における教育の実態や方法を研究協議し、その改善を促進すること等を目的と

した「全国夜間中学校研究会」が設置され、毎年研究大会を開催するなどの取組が行われている。こうした現状を踏まえ、文部科学省においては、学びの多様化学校同士の連携の強化、相互の情報共有等を行うネットワークの形成を支える取組を進めていく必要がある。

(1人1台端末の活用)

- 学びの多様化学校においても、対面指導の重要性を踏まえつつ、1人1台端末を活用し、学習支援や心の健康観察などを行うことにより、児童生徒一人一人の状況に応じた、きめ細かな指導や支援が行われているところである。

こうした1人1台端末を活用した対応で得られた知見を広く周知することにより、引き続き、学びの多様化学校における教育活動の充実に努めていく必要がある。

(体験活動の充実)

- 学びの多様化学校においては、特別の教育課程を編成し、不登校児童生徒の状況に応じた指導を行っているが、学校内における学習の工夫のみならず、体験活動等を取り入れることで、児童生徒の自信を取り戻したり、社会性を涵養したりすることに寄与している事例も確認できた。

こうした体験活動の取組は、不登校児童生徒や不登校傾向のある児童生徒においても、有益と考えられることから、予算補助の活用も促しながら、学びの多様化学校における体験活動の推進を進めていく必要がある。

(夜間中学との連携による取組)

- 夜間中学と併設された学びの多様化学校においては、その特性を活かし、世代や国籍を超えて、ふれあい、学び合うことをコンセプトとして様々な教育活動が行われている。こうした活動は不登校児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める観点からも有効という声もあることから、文部科学省においては、そうした夜間中学との連携による設置形態や取組も含め、学びの多様化学校における多様な活動内容などを、「手引き」などを活用しながら、周知する必要がある。

(3) 学びの多様化学校以外の学校へのノウハウの普及

(学びの多様化学校におけるノウハウの横展開)

- 学びの多様化学校においては、日々施行錯誤しながら、不登校を経験した児童生徒に対するICTの活用も含めた指導や支援の在り方が検討・実施されている。こうした学びの多様化学校における教育実践は、学びの多様化学校のみならず、通常の教育課程に基づき教育活動を行う学校においても広く生徒指導上参考となる。このため、例えば、地域によっては、域内の他の学校の教員が、域内の学びの多様化学校において、不登校児童生徒への指導や支援の在り方を学び、所属する学校にそのノウハウを持ち帰るなどの取組を行っている。

こういった事例も踏まえ、こうした学校間交流や研修実践に関する取組等を

展開するなど、個に応じた支援・指導に関する知見が多くの学校・教師等に習得・共有されるような取組を実施する必要がある。

(柔軟な教育課程の編成・実施に向けた検討)

- 学びの多様化学校は、各学校の状況に応じ、(1)に記載のような柔軟な特別の教育課程を編成・実施できることとなっており、この指導内容や仕組みは、学びの多様化学校以外の公立学校で学ぶ多様な児童生徒への指導や支援にも寄与するものがある。

このため、学びの多様化学校における知見も活かしながら、多様な個性や特性、背景を有する子供一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程の仕組みの構築に向け、個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程の在り方も含めて引き続き検討を進めていく必要がある。

② 夜間中学について

(1) 夜間中学に係る周知に向けた方策

(夜間中学についての理解増進)

- 夜間中学については、文部科学省においてポスターやチラシ、動画、SNS など様々な広報媒体を用意し、周知に努めるとともに、地方公共団体から住民に向けた周知の取組みが行われている。しかしながら、日本語を十分に理解することが難しい外国籍の住民や、不登校となって外出する機会が少ない方など、夜間中学についての情報の届け方については一層の工夫と徹底が必要である。

また、夜間中学以外の学校においても、教師等が夜間中学の設置趣旨や活動内容について研修等を通じて理解を進めることが重要である。

(教育機会確保法の趣旨についての周知徹底)

- 夜間中学の中には、外国籍の生徒の入学要件として在留資格を求めているなどその要件の必要性に疑義があるものが見受けられる。各設置者においては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第14条の趣旨を十分に踏まえて対応することが適切であり、文部科学省においても、地方公共団体に対して同法の趣旨を徹底させることが必要である。

(2) 設置促進に向けた方策

(未設置の自治体への働きかけ)

- 令和7年6月現在、夜間中学は全国で62校設置されているが、未設置の自治体も26自治体(21道県5指定都市)ある。来年度以降具体的に設置時期の見通しがある自治体もあるものの、未設置自治体に対しては夜間中学の設置についての課題等を丁寧に聞き取り、設置に向けた取組を促す更なる働きかけが必要である。

(同一地方公共団体による複数校設置への支援)

- 愛知県では令和7年4月に愛知県立中学校として1校と、名古屋市立中学

校として1校の計2校が設置されている。愛知県では、2校目以降の県立中学校の設置も具体的に進められているものの、文部科学省からの財政支援の中にはこのような同一自治体が複数の夜間中学を同時期に設置する際に適切な支援の仕組みとなっていないものがあることから対応が必要である。

(3) 教育内容の充実に向けた方策

(設置自治体間や学校間の相互連携の推進)

- 全国で夜間中学校の設置が広がる中で、新しく開校した学校や開設後間もない学校においては、様々な課題に直面し日々対応に追われている現実がある。九州地区では学校間の情報共有に取り組む動きがあり、このような学校間の情報共有を進める取組は各地域レベルや全国レベルそれぞれで実施されることが適切である。

(日本語指導や1人1台端末を活用した教育の充実)

- 福島市立福島第四中学校天神スクールのように、外国籍の生徒が少ない学校もあるものの、夜間中学においては日本語指導が必要な外国籍の生徒が多く在籍している学校があり、各学校が生徒の状況に応じて教材や指導方法等の工夫をして対応している。また、1人1台端末を積極的に授業に活用する事例も見られるところである。このような指導の実態を踏まえて、文部科学省においては、夜間中学における日本語ガイドラインの作成を進めるとともに、1人1台端末などを活用した教育の事例について周知を行うことが重要である。

(学びの多様化学校との連携による取組内容)

- 学びの多様化学校と夜間中学を併設する学校が近年増加しており、双方の学校の特徴を生かした教育活動の取組が見られるところである。双方の学校での教育活動が共に適切に実施されることはもちろんのこと、より良い教育が行われることを期待したい。

3. おわりに

- 「人生100年時代」の到来や労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換により、生涯にわたって主体的に学び続け、自らの人生を舵取りする力を身に付けることが改めて重要視される中、学校においても、その在り様が改めて見直され、多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する在り方が模索されている。こうした状況において、従来から個に着目した指導や支援を行ってきた学びの多様化学校や夜間中学が果たす役割は、より一層大きなものになっている。
- 本タスクフォースでは、学びの多様化学校や夜間中学に関する各教育委員会や学校の創意工夫や設置・運営にあたっての課題等を整理することができたが、学びの多様化学校や夜間中学の設置は目標やニーズに比して道半ばで

あり、今後、地域の特性等も踏まえ、円滑な設置・運営に向けた取組を加速する必要がある。

- また、学びの多様化学校や夜間中学以外の学校も含め、各学校や教育委員会の創意工夫を最大限引き出し、子供一人一人の可能性が輝く教育が行われるよう、「設置」に留まらず、学びの多様化学校や夜間中学における指導や支援の知見や工夫や課題を全国にも広めていくことが求められる。
- 激しい変化が止まることのない時代においても、子供たちが自分らしく歩みを進めていくことができるよう、誰一人取り残されない学びの保障に向けて、今回の論点整理で掲げられた方策を着実に実行に移していくとともに、継続して議論を深めていきたい。

多様な学びの場の確保に関する TF の設置について

令和 7 年 1 月 1 7 日

文部科学大臣政務官決定

令和 7 年 7 月 2 2 日 改正

1. 目的

不登校児童生徒や不登校傾向にある児童生徒の学びの場の一つとして「学びの多様化学校」が、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者、様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の者など、多様な背景を有する者の学びの場の一つとして「夜間中学」があり、教育機会を確保する重要な役割を担っている。

現在、全都道府県・政令指定都市への設置促進・充実に向けた取組が進められており、今後の設置促進や教育の質の充実等に向け、取組事例の検証や、教育効果を高める方策等について検討するため、標記のタスクフォースを設置する。

2. 検討事項

- (1) 学びの多様化学校の設置促進・教育内容等の充実
- (2) 夜間中学の設置促進・教育内容等の充実
- (3) その他の必要な事項

3. 構成員

主 査	金城文部科学大臣政務官
副主査	初等中等教育局長
本部員	大臣官房学習基盤審議官
	初等中等教育局初等中等教育企画課長
	初等中等教育局児童生徒課長
	初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長
	初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長

4. 庶務

タスクフォースの庶務については、必要に応じて関係局課の協力を得て初等中等教育企画課及び児童生徒課で処理する。

5. その他

本タスクフォースは、自由闊達な意見交換を促進する観点から、原則非公開とする。また、必要に応じて、上記以外の職員及び有識者の参画を求めること並びにワーキング・グループを設置することができる。

検討経過

第1回	令和7年1月	現状整理・論点洗い出し・今後について
第2回	令和7年2月	視察 - 白石市立白石南小学校・白石南中学校（学びの多様化学校） - 福島市立福島第四中学校天神スクール（夜間中学）
第3回	令和7年3月	視察 - 八王子市立高尾山学園（学びの多様化学校） - 荒川区立第九中学校（夜間中学）
第4回	令和7年5月	有識者等からのヒアリング／視察等を踏まえた議論 - 学びの多様化学校について～星槎中学校の事例を基に～ （学校法人国際学園法人本部長 蓮田亮大 氏） - 夜間中学校について （福岡市立福岡きぼう中学校長 内田久徳 氏）
第5回	令和7年7月	視察 - 洛友中学校（学びの多様化学校、夜間中学）
第6回	令和7年7月	最終まとめ